

不法行為に基づく損害賠償における 遺族補償年金の損益相殺的調整について

—最判平成27年3月4日金融・商事判例1466号24頁、
自動車保険ジャーナル1938号1頁、労働判例1114号7頁、
保険毎日新聞2015年7月30日

弁護士 長野 浩三

1 はじめに

交通事故などの不法行為に基づく損害賠償請求事件においては、被害者が死亡した場合には、労災給付として、遺族補償年金が支給される事案がある。交通事故などの不法行為に基づく損害賠償請求債務は、発生と同時に遅滞に陥るとされているので(最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁)、事故日からの遅延損害金にこの年金が充当されるのか、が問題となる。

なお、御池ライブラリー 38号の拙稿では、遺族補償年金のほか、自賠責保険金、障害年金等についての充当関係について判例を紹介しているので参照されたい。

2 本判決の内容

本判決は、下記のとおり判示して、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金等によりてん補される損害について、事故時から遅延損害金が発生しているとして、同保険金等がその支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、まず遅延損害金の支払債務に充当されるべきであるとした最判平成16年12月20日判例タイムズ1173号154頁につき判例変更した。

「被害者が不法行為によって死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を相続人が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図ることが必要となることがあり得る(最高裁昭和63年(オ)第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁)。そして、上記の相続人が受ける利益が、被害者の死亡に関する労災保険法に基づく保険給付であるときは、民事上の損害賠償の対象となる損害のうち、当該保険給付による填補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有するものについて、損益相殺的な調整を図

べきものと解される(最高裁昭和58年(オ)第128号同62年7月10日第二小法廷判決・民集41巻5号1202頁、最高裁平成20年(受)第494号・第495号同22年9月13日第一小法廷判決・民集64巻6号1626頁、最高裁平成21年(受)第1932号同22年10月15日第二小法廷判決・裁判集民事235号65頁参照)。

労災保険法に基づく保険給付は、その制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額を填補するために支給されるものであり、遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を填補することを目的とするものであって(労災保険法1条、16条の2から16条の4まで)、その填補の対象とする損害は、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり、かつ、相互補完性があるものと解される。他方、損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は、飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから、遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は、遺族補償年金の目的とは明らかに異なるものであって、遺族補償年金による填補の対象となる損害が、遅延損害金と同性質であるということも、相互補完性があるということもできない。

したがって、被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するに当たり、上記の遺族補償年金につき、その填補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

(2) ところで、不法行為による損害賠償債務は、不法行為の時に発生し、かつ、何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されており(最高裁昭和34年(オ)第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照)、被害者が不法行為によって死亡した場合において、不法行為の時から相当な時間が経過した後には得られたはずの利益を喪失したという損害についても、不法行為の時に発生したものとしてその額を算定する必要が生ずる。しかし、この算定は、事柄の性質上、不確定、不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないもので、中間利息の控除等も含め、法的安定性を維持しつつ公平かつ迅速な損害賠償額の算定の仕組みを確保するという観点からの要請等をも考慮した上で行うことが相当であるといえるものである。

遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の填補を目的とする保険給付であり、その目的に従い、法令に基づき、定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされているが(労災保険法9条3項、16条の3第1項参照)、これは、遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して、その支給を行うことを制度上予定しているものと解されるのであって、制度の趣旨に沿った支給がされる限り、その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみるのが相当である。そして、上記の支給に係る損害が被害者の逸失利益等の消極損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有することは、上記のとおりである。

上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば、不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定することにより、上記相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には、その限度で、被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる。

以上によれば、被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである(前掲最高裁平成22年9月13日第一小法廷判決等参照)。

上記のとおり、本判決は、遺族補償年金は、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と相互補完性がある一方、損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は、遺族補償年金による填補の対象となる損害と、相互補完性があるということとはできないこと、被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定することにより、相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には、その限度で、被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できることから、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることをとした。

3 これまでの最判

自賠責保険金について、最判平成11年10月26日交通事故民事裁判例集32巻5号1331頁は、事故日から自賠責保険金支払時までの遅延損害金への充当を認め、遺族厚生年金について、最判平成16年12月20日判例タイムズ1173号154頁は、事故時から遅延損害金が既に発生しているとして、まず遅延損害金の支払債務に充当されるべきであるとし、労災給付、障害基礎年金・厚生年金が支給された事案において、最判平成22年9月13日判例タイムズ1337号92頁、判例時報2099号20頁は、労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は、損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきであるとしていた。

4 若干の考察

これまで、死亡事案でも後遺障害事案でも、給付される年金給付はどれも逸失利益と相互補完性があり、別異の取り扱いをすることが合理的かどうかは疑問な点があるとする指摘がなされており、また、実務的には、死亡事案や自賠責保険金では遅延損害金への充当計算もせいぜい数回ですむところ、労災給付や障害年金給付の遅延損害金への充当を認めると、給付が多数回に及び充当計算が極めて煩瑣になることが大きく影響している(これらが煩瑣であるとして遅延損害金への充当を相当とは思われぬとする見解として、大島眞一「交通損害賠償訴訟における虚構性と精緻性」判例タイムズ1197号27頁)とする見解もあった。

本判決は遺族補償年金給付による填補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有するのは逸失利益等の損害元本であり、遅延損害金でないことを明らかにし、また、都度遺族補償年金が支給され被扶養利益が填補されることで逸失利益はないと評価できることを明らかにした上で、遺族補償年金の元本への充当を認め、上記平成16年最判を変更した点で実務上極めて重要な判決であるといえる。

ただ、損害元本への充当の例外とされている「制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情」があった場合の取扱については、どの部分につき、どの期間の遅延損害金に充当されるのかなどの問題が残されている(例えば、1ヶ月遺族補償年金の給付が遅延した場合には、当該年金額についての1ヶ月分の遅延損害金についてのみ遅延損害金に充当されるのか、別の充当方法になるのか、など)。

また、上記平成11年最判が判示する自賠責保険金の

遅延損害金からの充当が今後否定されるのかも
問題となるも、自賠責保険金の性質は、遺族補償年金
等と異なり、まさに被害者の損害賠償の填補そのもの
であるから、平成11年最判は変更されないのではない
かと考えられる。